

「今後の地方教育行政の在り方について(審議経過報告)」への意見

2013年11月5日 全日本教職員組合

中央教育審議会・教育制度分科会が、10月10日に発表した「今後の地方教育行政の在り方について(審議経過報告)」(以下、「報告」)について、以下のように全日本教職員組合の意見を表明します。

教育再生実行会議の「第二次提言」は、「世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する」ため「教育行政における責任体制を確立しなければならない」として、首長が教育長を直接任命できるようにすることや「教育長が教育の基本方針や教育内容に関する事項を決定する」など教育長の権限を強化する内容となっています。さらに、「是正・改善の指示等を行えるようにする」として国の権限を強化し、教育行政による学校への介入を強化するねらいを持ったものです。「報告」は、こうした「第二次提言」のねらいを具体化することをめざして教育制度分科会で審議されてきたもので、①教育委員会制度の「改革」、②国と地方の役割と権限の「見直し」の名のものと国の地方教育行政への権限の強化、③政令市や中核市などへの人事権等の委譲についての3点にわたって言及しています。これらについて、全教は重大な懸念を表明するものです。

それは、第1に、戦後の教育の在り方にもかかわる問題であるからです。戦前、教育が侵略戦争遂行の道具として、日本の若者を戦争に駆り立てる役割を果たしていたことの反省の上に立って、国や行政による「不当な支配」を禁じ、教育行政は政治権力から独立したものとして制度設計され、教育委員の公選制や予算案の送付権を持つ教育委員会制度が確立されました。1956年の教育委員会法の廃止、地教行法の成立によって、教育委員の公選制や予算案の送付権はなくなりましたが、中立性・継続性・安定性を確保し、合議制を基本とする制度が維持されてきました。「報告」は、こうした戦後の教育委員会制度のそもそもの理念を否定しかねないものとなっています。

第2に、首長が直接教育長を任命できる制度とするなど、首長の権限を強化しようとしていることです。とりわけ、A案は首長を執行機関とし、地方の教育行政の決定権限を首長に一元化し、そのもとに教育長を補助機関として位置付け、教育委員会を付属機関とするもので、政治的中立性や継続性、安定性が求められる教育行政にはそぐわないものです。このことは、学力テストの結果公表や学校選択制や学校長の公募制の押しつけ等をめぐっての首長のトップダウンによる教育への介入など、この間の地方教育行政をめぐるさまざまな出来事からも明らかです。

また、分科会の議論でも選挙のたびごとに教育政策が変わる可能性があることから、教育の継続性や安定性への懸念が何人もの委員から指摘されたところです。結局は、教育に混乱をもたらし、子どもたちに犠牲を押しつけるものです。

第3に、A案B案とも教育長の権限を強化するものとなっていることです。これについても、松江市の「はだしのゲン」の取り扱いをめぐる問題からも明らかなように、事務局の専断によって教育行政に混乱を招くなど、一行政職員である教育長の権限を強化することは、地方自治の本旨である住民自治にそむくとともに、子どもたちにとってもマイナスの影響をもたらすだけでしかありません。

第4に、国による是正指導や是正指示にかかわる規制を緩和し、地方教育行政への国の関与を強化することは本来の教育委員会制度のあり方や理念、地方自治の原則に反するものであり、許されないものです。さらに、教育委員会の審議事項に教育内容をあげていることも問題です。教育課程の編成権を含め、旭川学テ訴訟の最高裁判決でも確認された、教育内容にかかわっては行政による介入を抑制してきたこれまでのあり方をくつがえすものであり、重大な懸念を表明するものです。

第5に、給与負担の政令市への移譲や人事権の「中核市をはじめとする市町村」への移譲について、

財政的な裏付けが行われなければ、教育条件整備にもマイナスの影響を与えるとともに、教職員の賃金引き下げなどにつながりかねないものです。

「報告」は、以上のように教育の政治的中立性、継続性、安定性や地方の自主的権限にとって重大な懸念を持つものです。今後、分科会での議論を通じて、憲法や子どもの権利条約に示された教育にかかわる理念や諸原則が守られ、それらをいかした制度となるよう強く求めるものです。